

特例施設占有者の指定に係る要件等について

1 遺失物法施行令（平成 19 年政令第 21 号。以下「令」という。）第 5 条第 5 号に規定する指定の要件

百貨店、遊園地その他の不特定かつ多数の者が利用する施設に係る施設占有者であること。

(1) 令第 5 条第 5 号イ関係

「遺失物法（平成 18 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が前各号に掲げる者に準じて多数に上る」ことの判断基準については、令第 5 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者による物件の取扱実態が区々であることから、これらの者が交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数のうち少数のものと同等以上であることをいう。

また、例えば、タクシーに係る事業や軌道事業のように、その事業の用に供する施設である車両、列車、停留所等一施設当たりでは拾得された物件の数が必ずしも多くない場合であっても、営業所等の単位で集約して取り扱っている物件の数が令第 5 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者に準じて多数であると認められるときは、「法第 4 条第 2 項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が前各号に掲げる者に準じて多数に上ると認められる」と解する。

(2) 令第 5 条第 5 号ロ関係

ア 令第 5 条第 5 号ロ (1) 関係

「破産手続開始の決定を受け復権を得ない者」とは、裁判所による破産手続開始の決定を受けた者であって（破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 2 条第 4 項）、免責許可の決定の確定、破産手続廃止の決定の確定等による復権を得ていないものをいう（破産法第 255 条第 1 項及び第 256 条第 1 項）。

イ 令第 5 条第 5 号ロ (2) 関係

「刑に処せられ」とは、刑の言渡しに係る裁判が確定することをいう。

「執行を終わり」とは、その刑の執行を受け終わったという意味であり、仮釈放された者は、仮釈放期間が終了したときに刑の執行を受け終わったことになる。

「執行を受けることのなくなった」とは、刑の時効が完成することや恩赦により刑の執行の免除を受けることをいう。

したがって、令第 5 条第 5 号ロ (2) に規定する者に該当する者は、次のとおりである。

(ア) 刑の言渡しに係る裁判が確定したが刑の執行がなされていない者（執行猶予中の者を含む。）

(イ) 刑の執行中である者

(ウ) 刑の執行を終わったが終了の日から起算して 2 年を経過しない者

(エ) 刑の言渡しに係る裁判が確定した後に刑の執行を受けることがなくなったが、その日から起算して 2 年を経過しない者

他方、執行猶予期間が満了した者又は大赦若しくは特赦を受けた者については、刑の言渡し自体が効力を失うので、その時点で、「刑に処せられ」た者ではなくなり、令第 5 条第 5 号ロ (2) に該当しなくなる。

ウ 令第 5 条第 5 号ロ (3) 関係

「心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に行うことができない者として国家公

安委員会規則で定めるもの」とは、「精神機能の障害により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」（規則第 28 条の 2）であり、具体的には、精神機能の障害により特例施設占有者の業務である法第 17 条に規定する警察署長への届出及び保管、法第 19 条に規定する返還、法第 20 条に規定する売却等、法第 21 条に規定する処分、法第 22 条に規定する返還時の措置、法第 23 条に規定する帳簿の記載等並びに法第 24 条に規定する保管物件の提出に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいう。

エ 令第 5 条第 5 号ロ (4) 関係

「業務を執行する社員」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 590 条の規定により持分会社の業務を執行する社員をいう。

「取締役」とは会社法第 2 条第 1 号に規定する株式会社に置かれる取締役を、「執行役」とは同条第 12 号に規定する委員会設置会社に置かれる執行役をいう。

「これらに準ずる者」には、株式会社の監査役、一般財団法人及び一般社団法人の理事及び監事等が該当する。

法人に対して「同等以上の支配力を有する」か否かの判断に当たっては、その者が自己の地位や権限などに基づいて法人の意思決定に関しどの程度実質的な影響力を及ぼし得るかについて、個別具体的に検証することとなる。

(3) 令第 5 条第 5 号ハ関係

「物件を適切に保管するために必要な施設及び人員」については、具体的には、その取り扱う物件の数の多寡により異なるが、「必要な施設」を有するとは、物件の滅失、毀損、盗難等を防ぐ観点から、堅固で施錠が可能な保管用の設備が設けられている施設等があることをいい、また、「必要」な「人員」を有するとは、物件の保管に係る責任者を配置するとともに、保管物件の多寡に応じて必要と認められる数の専従又は兼務の担当者を配置していることをいう。

2 指定に係る手続

(1) 指定を行う公安委員会

例えば、全国的に事業展開をしているスーパーマーケットのように、複数の都道府県公安委員会の管轄区域にわたって複数の施設を占有する施設占有者については、それが移動施設である場合を除き、各施設の所在地を管轄する都道府県公安委員会がそれぞれ指定を行うこととなる。

他方で、令第 5 条第 5 号中移動施設の「施設占有者の主たる事務所」とは、移動施設に係る物件の取扱事務の拠点として物件の取扱事務を統括管理している場所をいい、移動施設が複数の都道府県の区域において移動する場合については、その主たる事務所の所在地を管轄する公安委員会が指定をすれば、他の都道府県にある場合であっても当該移動施設は特例施設占有者に係る施設となる。

(2) 指定の申請

ア 一般的留意事項

遺失物施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）第 28 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書及び添付書類の記載は、簡潔で必要十分なもので足りることとする。

申請書及び添付書類については、規則においてその様式が定められておらず、申請者は任意の書式により記載することができる。

指定は一施設ごとに行うものであるが、一の公安委員会の管轄区域内にある複数の施設について一の施設占有者が申請しようとする場合には、一の警察署を経由してまとめて申請して差し支えない。又各施設について共通する添付書類についても各1通を添付することとして差し支えない。

移動施設については、タクシーに係る事業や軌道事業の用に供する施設のように、車両1台又は列車一編成が一施設となるが、申請に当たっては、主たる事務所において統括管理している施設についてまとめて申請を行うこと。

イ 申請書の記載事項

(ア) 規則第28条第2項第2号関係

移動施設の「概要」については、例えば、タクシーに係る事業であれば「Aタクシー株式会社B営業所において一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する乗用自動車」、軌道事業であれば「C電軌株式会社において軌道事業の用に供する電車」等となる。

移動施設の「移動の範囲」については、例えば、タクシーに係る事業であればその営業区域、軌道事業であれば「C電軌株式会社D線」等となる。

(イ) 規則第28条第2項第4号関係

「推定による1箇月間の法第4条第2項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数」については、現に交付を受け、又は自ら拾得をした物件の数を算出の基礎として用いて将来におけるその数を推定するものであり、その算出に当たっては、1年間、半年間等ある程度の期間における数の平均を求めれば足りる。

「施設における推定による1箇月間の法第4条第2項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数」について、移動施設については、合理的に物件を取り扱うべく各移動施設において拾得された物件を一か所に集約している場合には、その数をまとめて記載することとして差し支えない。

「算出の基礎」とは、交付を受け、又は自ら拾得をした物件の1か月間の平均数を算出する基礎となった、1年間、半年間等の期間において交付を受け、又は自ら拾得をした物件の数をいう。

ウ 申請書の添付書類

(ア) 規則第28条第3項第1号ロ関係

誓約書は、連名で提出することを妨げない。

(イ) 規則第28条第3項第1号ハ関係

「物件の保管を行うための施設」の「概要」とは、具体的には、物件を保管する施設の位置、広さ等のほか施錠等の設備の有無等をいう。

「物件の保管を行うため」の「人的体制の概要」とは、具体的には、物件の保管業務に従事する人員、責任者等をいう。